

小樽市立松ヶ枝中学校

いじめ防止基本方針

令和 6 年 1 1 月改定

松ヶ枝中学校いじめ防止基本方針

小樽市立松ヶ枝中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したもの、暴力行為に及ぶもの、不登校へと発展するものなど、多様で複雑化しており一人の教員や保護者だけでは解決が難しくなっている。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって保護者や関係機関等と連携し組織的に取り組むことが必要となっている。

生徒が安心・安全で、意欲を持って充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめは、どの学校・どの学級でも、どの子どもにも起こりうるもの」という認識に立ち、本校の生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることが出来るとともに、いじめ防止といじめの早期発見・早期対応を図るため、積極的な認知が重要となる。平成27年4月1日の小樽市いじめ防止対策推進条例の施行と、小樽市いじめ防止基本方針が策定されたこと、更には文部科学省で「いじめ防止対策協議会」を設置した。令和6年9月に、「小樽市いじめ防止基本方針」の改定が行われたことを踏まえ、「松ヶ枝中学校いじめ防止基本方針」を定めることとする。

2 いじめとは

(1) 定義

「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめの防止に関する条例」によると、いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう、と定義している。

(2) いじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの解消

- ①いじめに係る行為が止んでいること
 - ・いじめに係る行為がやんでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること
 - ・いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

(4) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ①いじめ防止対策は、いじめが全ての生徒に関する問題であることに鑑み、いじめはどの学校でも、どの生徒にも生じうるという緊張感を持ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことがで

きるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすよう真剣に取り組む必要がある。

②いじめ防止対策は、生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深め、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることが必要である。

③いじめ防止対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた生徒に非はないとの認識に立ち、学校全体で組織的に取り組むとともに学校、市民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める必要がある。

3 いじめの防止等に関する取組について

(1) いじめの防止に向けた日常的な取組

○生徒が誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任を持って行動できるよう自己指導能力を育む。

○望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実させる。

(ソーシャルスキルトレーニング・ソーシャルエモショナルトレーニング)

○日頃の生徒の観察やふれあいを通して実態をきめ細かく把握し、生徒に変化が見られた場合は迅速に教職員間で情報を共有する。

○日常のあらゆる教育活動を通して、生徒のよさや可能性を認め、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行い、教員と生徒の信頼関係を構築する。

○全ての教育活動を通じて生徒の権利に関する条約やこども基本法の趣旨を踏まえた人権教育、日頃の授業や道徳、特別活動等において思いやりの心をはぐくむ教育を行う。また、アイヌの人たちについて正しく理解し、我が国の先住民族であるアイヌの人たちが暮らしていることやアイヌ文化の価値を認識する取組を行う。生徒会等においていじめ防止運動を行うなど、生徒が自主的に活動を進めることができるよう指導する。

○生徒会活動や学級活動などを活用し、生徒の主体的・内面的な部分から「いじめは人間として絶対に許されないもの」という雰囲気醸成する。

○生徒及び保護者を対象とした（ネット上のいじめを含む）いじめ防止のための啓発活動を行う。

○家庭訪問、学校だよりなどを通じた家庭との緊密な連携・協力体制を構築する。

○生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ *1」、「多様な背景を持つ児童生徒*2」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

*1 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のこと。

*2 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある生徒のこと。

○ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための支援の研修の実施などを行う。

○教職員は言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないようにする。

○生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

(2) いじめの早期発見に向けた取組

- 校長がリーダーシップをとり、教職員の心理的安全性の確保に努め、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- 教育相談や見守り活動により、受容と共感による生徒理解を進めるとともに、生徒情報の収集に努める。
- 定期的にアンケート調査を行い、巡回や観察等では認知できないいじめについて把握する。
- 保健室や相談室、スクールカウンセラーの活用や1人1台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト」、電話相談窓口の周知等を行い、いじめの相談をしやすい体制を整備する。

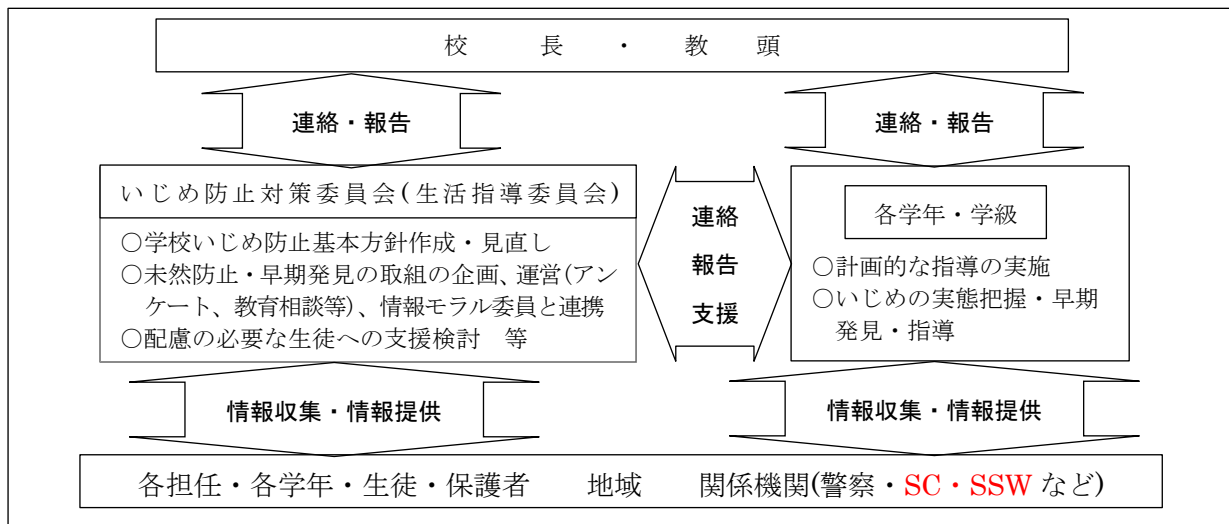
(3) いじめの早期対応や再発防止に向けた取組

- 訴えや観察により発覚したいじめの実態を正確に把握し、いじめ防止対策委員会（生徒指導部）等により指導方針を明確にし、全教職員で共通認識・理解を図る。
- いじめを受けた生徒や保護者へ学校の指導方針等を示し理解を得るとともに、心のケアに当たる。いじめをした生徒に対して個別指導を行い、動機等を把握し、受容と共感に基づきつつ、毅然とした指導により再発を防ぐ。また、その他の生徒については、学級・学年において、いじめは絶対に許されない行為であることの指導や、不安や悩みを抱える生徒への解消へ向けたケアを行う。
- 家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小樽市教育支援センターなどとも連携し、指導助言を得ながら子どもの心の琴線に触れる対応に当たる。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると判断される場合は、直ちに警察への通報や関係機関への相談など、適切に援助を求める。
- 重大な事案については、保護者会を開催するなど、保護者と情報共有を行う。
- 子ども理解支援ツール「ほっと」*4等を活用した生徒のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組を推進する。
- 「SOS の出し方に関する教育」により、助けを求めたり受け止めたりする態度を身につける。
- 「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」において、人間関係形成力やコミュニケーション能力等の育成を図ったり、生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させたりする取組の普及・啓発を行う。
- 全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、いじめを看過したり、軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知していく。
- 「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進する。

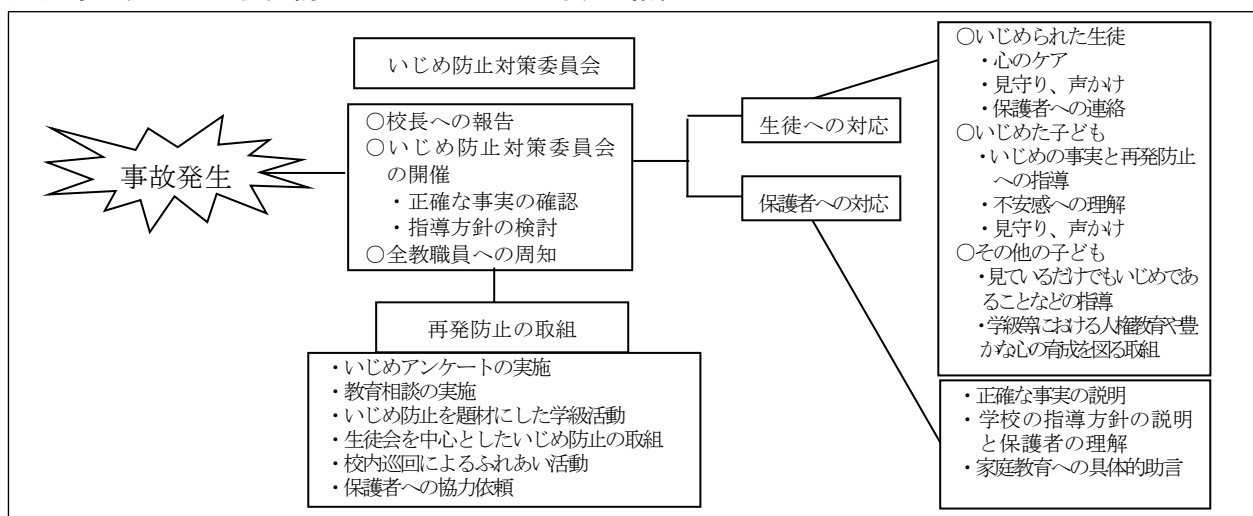
(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

- インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、学校だよりや学級だより等を活用し、携帯電話（スマートフォン）やゲーム機等を利用したインターネットの正しい利用の仕方やフィルタリングの設定などについて啓発する。なお、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。
- 各教科や特別活動等において情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成し、携帯電話（スマートフォン）やインターネットの正しい利用について指導するとともに、外部から講師を招聘し「情報モラル教室」を開催する。
- 情報モラル対策委員と連携し、定期的にネットパトロールを行い、不適切な書き込み等を発見した場合は、速やかに当該生徒に確認・指導するとともに保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。

(5) いじめ防止等の対策のための組織



(6) 事故発生から再発防止までのいじめに対する措置



4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該生徒が相当の期間学校を休むことを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

(2) 重大事態が発生した場合

- 速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の防止に努める。
- 直ちに教育委員会に報告し、「小樽市いじめ防止基本方針」に則り、調査、報告、適切な措置を行う。
 なお、児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、市長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができる。

いじめについて考えてみよう

現在、いじめが全国的に問題になっていますが、皆さんのまわりはどうでしょうか。今のいじめの特徴は、遊びやいたずらがエスカレートし、人の命を奪うほど深刻な問題になっています。

大切なことは、「いじめを受けた側の立場」になって考えることです。何かをされたり、言われたりした時、「受けた側」が傷つき、苦しみを感じていれば、それはいじめになります。たとえば、「ばかだねえ」と言った時、受ける側が、仲のいい友人だったら別に気にしないかもしれませんが、普段あまり話したことの無い人であれば「なんでそんなこと言うんだろう。いやだな。」と思い、それはいじめになります。

あなたのまわりにこんなことはありませんか

ひやかし・からかい・いやなあだ名



持ち物隠し・落書き



仲間はずれ・無視



悪口



暴力

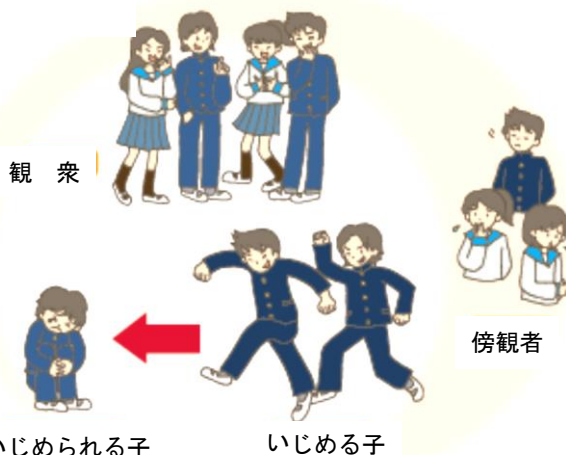


おどし・強要



これらはすべていじめです

観衆も傍観者もみんな、いじめをしているのと同じです



<観衆>

- ・おもしろがって見ている子です。
- ・いじめられている子は、より一層苦しみます。

<傍観者>

- ・いじめがあると気づいたけれど、見て見ぬふりをする子です。
- ・消極的にいじめを支えています。